

(証券コード3020)  
令和3年6月11日

株 主 各 位

福岡市博多区東比恵三丁目3番1号  
ア プ ラ イ ド 株 式 会 社  
代表取締役会長兼社長 岡 義 治

## 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り書面での議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

※当社第39回定時株主総会においては、株主の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の対策に向けて、注記のと通りの対応をさせていただきますことになりました。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区築港本町2-1  
福岡サンパレスホテル&ホール 2階 「パレスルーム」
3. 目的事項  
報告事項 第39期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告  
及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

第39回定時株主総会における  
新型コロナウイルス感染防止への対応について(お土産の中止等)

当社第39回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止と、株主様の安全確保のため、以下の通りご案内申し上げます。何卒、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・接触感染リスク低減のため、お土産の配布は行いません。
- ・ご来場の株主様には検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスク着用にご協力をお願い致します。なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状がみられる株主様につきましては、本総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当社の役員・運営スタッフは、体調に問題がないことを確認した上で、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場内の座席は例年よりも座席数を減らし、間隔をあけて配置させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会の議決権行使は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り書面での議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されております株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませんようお願いいたします。特に、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子様連れの方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめの上、アルコール消毒液の使用やマスクの着用など感染予防にご協力をお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、または株主総会の運営について大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.applied-g.jp>)に掲載させていただきます。

## 添付書類

# 事業報告

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的なコロナウイルス感染症の感染拡大と長期化により、実体経済、医療、学業など、あらゆる面において大きなインパクトを与えており、極めて不透明な状態が続いております。

このように景気が厳しい局面にある一方で、コンピューター業界におきましては、新しい働き方に対応するためのテレワーク導入、学校におけるオンライン授業の推進、プログラミング学習の必修化などデジタル化が急速に進んだ影響もあり、法人・個人市場においてIT投資は高い水準で推移しました。

このような市場の需要を鑑みて、当社コンピューター事業においては、IT導入を検討されるお客様に向けたセールスプロモーションを強化し、ハードウェアと、サポートを含むソリューション営業を推進しました。

西日本地区を中心に26店舗を展開するコンピューター専門店「アプライド」では、プログラミング学習の必修化、IT導入のニーズに対し、店舗での無料相談会やオンラインセミナーを実施し、導入コンサルティングを通してハードと技術サポートの両面で売上の増大を図りました。

大学、官公庁向けの販売を主体とするSI営業では、22営業拠点を展開し、技術力を活かした高性能コンピューター及びシステム提案を軸に、大学・研究機関向けソリューション営業を推進しました。

BtoB販売を中心とした特機営業では、人員増強による販路拡大に加え、独自システムを活かした顧客の困り込みを推進し、コンピューターの増設、入れ替え需要の獲得と、民間企業の研究開発部門、情報システム部門に向けたコンピューター販売を軸に売上の増大を図りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は384億35百万円（前期比24.3%増）、利益面におきましては、経常利益は22億93百万円（前期比13.4%増）、当期純利益は14億34百万円（前期比19.8%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は3億71百万円で、その主なものは、ハウズ伊都店の増築であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、令和2年7月9日開催の取締役会決議に基づき、令和2年7月27日に発行した第1回新株予約権（第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権）の行使による自己株式の処分により、5億71百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

当社は、継続的に成長し、利益体質を強化していくためには、企画・製造及び調達に携わる部門を重要な要素であると考え、その整備に注力してまいりました。

しかし、厳しさを増す環境下において、長期的に成長していくためには、財務基盤の充実とともに、さらなる事業の構築、営業部門の人員拡充と技術・サービスレベルの向上が併せて必要であり、今後も製造能力の増強、新規出店や既存店舗の改装及びIT人材育成など、有効な投資を積極的に行い、組織構造の強化を図ってまいります。

以上のような施策により、全社を挙げて業績の向上に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成30年3月期)	第 37 期 (平成31年3月期)	第 38 期 (令和2年3月期)	第 39 期 (令和3年3月期) (当期)
売 上 高 (百万円)	28,992	28,520	30,929	38,435
経 常 利 益 (百万円)	1,218	1,350	2,023	2,293
当 期 純 利 益 (百万円)	889	1,485	1,197	1,434
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	350.50	585.13	470.38	542.88
総 資 産 (百万円)	14,182	15,208	14,992	16,366
純 資 産 (百万円)	4,398	5,792	6,849	8,678

(注) 1. 記載金額は、表示金額未滿を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)シテイ情報ふくおか	46 百万円	76.6 %	出版・総合プロデュース
(株)ハウズ	50	100.0	化粧品・雑貨販売

## (7) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

当社の主な事業は、以下のとおりであります。

- ① パソコン及び関連商品の仕入販売及び輸入販売
- ② デジタル家電商品の仕入販売及び輸入販売
- ③ プライベートブランド製品の製造販売
- ④ パソコンに関わるテクニカルサポート及び保守サービス
- ⑤ パソコン及び関連商品の中古買取及び再生販売

これらの事業について、直営店舗「アプライド」を通じて行うほか、インターネット通信販売事業、法人顧客を対象としたソリューション事業、流通・小売業者を対象とした卸販売事業を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場（令和3年3月31日現在）

① 本社 福岡市博多区東比恵三丁目3番1号

② 店舗 26店、工場 1拠点

福岡県	博多店、西福岡店、南福岡店（以上福岡市） 小倉店、黒崎店（以上北九州市） 久留米店（久留米市）、生産工場（福岡市）	6 店 1 拠点
熊本県	熊本店（熊本市）	1 店
大分県	大分店（大分市）	1 店
宮崎県	宮崎店（宮崎市）	1 店
鹿児島県	鹿児島店（鹿児島市）	1 店
広島県	広島西店（広島市）、福山店（福山市）	2 店
岡山県	岡山店（岡山市）、倉敷店（倉敷市）	2 店
愛媛県	松山店（松山市）	1 店
高知県	高知店（高知市）	1 店
香川県	高松店（高松市）	1 店
兵庫県	姫路店（姫路市）	1 店
大阪府	高槻店（高槻市）	1 店
和歌山県	和歌山店（和歌山市）	1 店
京都府	京都店（京都市）	1 店
石川県	金沢店（野々市市）	1 店
愛知県	春日井店（春日井市）、一宮店（一宮市） 尾張旭店（尾張旭市）	3 店
静岡県	静岡店（静岡市）	1 店

## (9) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
371(199)名	0(0)名	33.5歳	9.7年

(注)従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び契約社員を含む。)であり、臨時従業員数(人材会社からの派遣社員を除き、アルバイト及びパートタイマーを含む。)は、年間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

## (10) 借入先の状況 (令和3年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)西日本シティ銀行	604 百万円
(株)伊予銀行	463
(株)佐賀銀行	270
(株)広島銀行	228
(株)北九州銀行	167
(株)福岡銀行	131
(株)みずほ銀行	113
(株)百十四銀行	104
(株)りそな銀行	64
(株)商工組合中央金庫	53

## 2. 会社の株式に関する事項 (令和3年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,703,200株 (自己株式122株を含む)
- (3) 株主数 2,009名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株)パム	1,246,000 株	46.10 %
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	135,000	4.99
アプライド従業員持株会	102,140	3.78
岡 義 治	80,000	2.96
岡 美 和 子	80,000	2.96
(株)西日本シティ銀行	67,200	2.49
若 杉 精 三 郎	30,000	1.11
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	25,400	0.94
坂 井 雅 実	23,600	0.87
西 脇 幹 雄	22,600	0.84

(注) 持株比率は自己株式122株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	おか よし ぼる 岡 義 治	(株)シティ情報ふくおか代表取締役 (株)ハウズ代表取締役
常 務 取 締 役	すず ぎ くとおる 鈴 木 徹	
常 務 取 締 役	ほの き しん や 甫 木 眞 也	
常 務 取 締 役	う の たか ひろ 宇 野 敬 泰	
取 締 役	さか い まさ み 坂 井 雅 実	
取 締 役	ふじ た ひろし 藤 田 宏	
取 締 役	おか み わ こ 岡 美 和 子	
取 締 役	おか さくら こ 岡 桜 子	
監 査 役（常勤）	かね だ ひろ ひさ 金 田 博 久	
監 査 役	わた なべ よし ゆき 渡 邊 祥 行	
監 査 役	あそ う まもる 麻 生 守	

- (注) 1. 監査役(常勤)金田博久氏、監査役渡邊祥行氏及び麻生守氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役(常勤)金田博久氏、監査役渡邊祥行氏及び麻生守氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役(常勤)金田博久氏は、金融機関と企業顧問としての経験とガバナンスに関する高い見識を有しております。  
 ・監査役渡邊祥行氏は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しております。  
 ・監査役麻生守氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。  
 3. 当社は、監査役渡邊祥行氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。

#### (2) 社外役員に関する事項

##### 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役（常勤）	かね だ ひろ ひさ 金 田 博 久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会6回のうち6回に出席し、適宜発言を行っております。
監 査 役	わた なべ よし ゆき 渡 邊 祥 行	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会6回のうち5回に出席し、適宜発言を行っております。
監 査 役	あそ う まもる 麻 生 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会6回のうち6回に出席し、適宜発言を行っております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役	8 名	百万円 133	百万円 -	百万円 -	百万円 133
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10 (10)	-	-	10 (10)
計 (うち社外監査役)	11 (3)	143 (10)	-	-	143 (10)

### (5) 報酬等についての定款または株主総会の定めに関する事項

当社は定款において、取締役及び監査役の報酬等を株主総会の決議によって定めるとしており、平成12年6月30日開催の第18期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(従業員兼務取締役に対する従業員給与相当額を除く)、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名、監査役は3名でございます。

### (6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、上記報酬限度額の範囲内において、代表取締役岡義治に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会にてその妥当性等について確認しております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

(注)1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識基準の適用に関する助言業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、再任しないことが適切であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動規範やコンプライアンス規程等を設け、取締役、従業員が、法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行する体制の維持、向上を図る。
- ② 法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ③ 取締役、監査役、内部監査部門は、協力してコンプライアンスに関する社員教育を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、インサイダー取引防止規程、顧客情報管理規程等に従って適切に保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役は保存、管理されている文書をいつでも閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に係る様々なリスクの顕在化を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に迅速、的確に対応するため、各種リスク管理規程を整備してリスク管理体制の構築を図る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議する。また、取締役会においては各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
- ② 業務の適正な運営と効率化を図るため、職務権限規程や業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化する。また、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築を図る。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の経営管理は、その自主性を尊重しつつ経理部及び総務部により、管理、指導を行う。
  - ② アプライドグループ行動規範を制定して、経営基本理念やリスク管理基本方針、コンプライアンス基本方針等を共有する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、内部統制室及び総務部に監査役の職務の執行の補助を依頼することができる。
  - ② 監査役の求めにより監査役補助者として配置した場合の異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を尊重する。
- (7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは監査役に報告する。
  - ② 法令、定款に違反する行為を発見した場合、又はその恐れがある場合は、監査役に報告する。
  - ③ 内部統制室及び総務部の内部監査の結果は監査役に報告する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席ことができ、議事録や稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役又は従業員に対してヒアリング等を行うことができる。
  - ② 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

## (運用状況の概要)

「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① コンプライアンスに関する取り組み  
アプライドグループ行動規範に基づき、全役員・社員にコンプライアンス意識を浸透させるべく、社内研修の中で知識と意識の向上を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備しております。
- ② リスク管理体制の強化  
当社の「リスク管理規定」に従って、リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制  
内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務が適正になされているかについて確認しております。
- ④ 監査役の監査体制  
当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、取締役会のほかその他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保資金の用途につきましては、財務体質の充実及び事業拡大のための新規出店の投資に役立ててまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>10,503</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,639</b>
現金及び預金	2,470	買掛金	2,727
受取手形	7	1年内返済予定の長期借入金	596
売掛金	7,218	リース債務	0
商品及び製品	801	未払金	470
原材料及び貯蔵品	10	未払費用	103
前渡金	1	未払法人税等	531
前払費用	71	未払消費税等	114
未収入金	24	前受金	884
その他の他	0	預り金	21
貸倒引当金	△103	賞与引当金	162
<b>固定資産</b>	<b>5,863</b>	製品保証引当金	1
<b>有形固定資産</b>	<b>4,735</b>	ポイント引当金	24
建物	2,121	その他の他	1
構築物	139	<b>固定負債</b>	<b>2,048</b>
工具、器具及び備品	151	長期借入金	1,604
土地	2,314	リース債務	1
リース資産	2	長期未払金	441
その他の他	6	<b>負債合計</b>	<b>7,687</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>31</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	20	<b>株主資本</b>	<b>8,678</b>
その他の他	11	資本金	381
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,095</b>	資本剰余金	899
投資有価証券	25	資本準備金	403
関係会社株式	10	その他資本剰余金	496
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	<b>7,396</b>
長期前払費用	12	利益準備金	29
繰延税金資産	421	その他利益剰余金	7,367
敷金及び保証金	597	別途積立金	1,590
その他の他	26	繰越利益剰余金	5,777
<b>資産合計</b>	<b>16,366</b>	<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		<b>純資産合計</b>	<b>8,678</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,366</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		38,435
売 上 原 価		29,386
売 上 総 利 益		9,048
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,780
営 業 利 益		2,268
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	
受 取 手 数 料	9	
受 取 賃 貸 料	54	
受 取 保 険 金	13	
協 賛 金 収 入	5	
そ の 他	2	87
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
賃 貸 費 用	37	
新 株 予 約 権 発 行 費	3	
為 替 差 損	4	
そ の 他	3	61
経 常 利 益		2,293
税 引 前 当 期 純 利 益		2,293
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	842	
法 人 税 等 調 整 額	16	859
当 期 純 利 益		1,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	381	403	9	413	29	1,590	4,524	6,143	△87	6,850
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△181	△181		△181
当 期 純 利 益							1,434	1,434		1,434
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			486	486					88	574
新株予約権の発行										
新株予約権の行使										
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	486	486	—	—	1,253	1,253	87	1,827
当 期 末 残 高	381	403	496	899	29	1,590	5,777	7,396	△0	8,678

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△0	△0	—	6,849
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△181
当 期 純 利 益				1,434
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				574
新株予約権の発行			3	3
新株予約権の行使			△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	1	—	1
当期変動額合計	1	1	—	1,829
当 期 末 残 高	0	0	—	8,678

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品、製品、原材料 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	5～60年
工具、器具及び備品	3～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - (3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 製品保証引当金 製品の無償保証期間中の修理費用支出に備えるため、保証期間内の修理費用見込額を過去の実績率に基づき計上しております。
  - (4) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 固定資産の減損

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,735百万円
無形固定資産	31百万円

#### 2. その他の情報

当社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしており、各拠点の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各拠点の営業損益がマイナスであり翌期も明らかにマイナスとなる見込みの場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは拠点閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候がある場合、グルーピングされた各拠点の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るときには、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

将来キャッシュ・フローの見積りは、主に将来の売上予想及び将来の営業費用予想にもとづいておりますが、それらの経営者の仮定と判断には不確実性が伴います。将来の経済条件の変動等により、将来キャッシュ・フローの見積りないしその仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	401百万円
構築物	18百万円
土地	1,310百万円
計	1,730百万円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	164百万円
長期借入金	740百万円
計	904百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,026百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

#### 3. 受取手形裏書譲渡高

3百万円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	28百万円
短期金銭債務	165百万円

#### 5. 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	402百万円
--------	--------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	80百万円
仕入高	134百万円
その他	658百万円
営業取引以外の取引高	47百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,703,200	—	—	2,703,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	157,775	147	157,800	122

(注) 1. 自己株式の増加147株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注) 2. 自己株式の減少157,800株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	127	50	令和2年3月31日	令和2年6月29日
令和2年11月13日 取締役会	普通株式	54	20	令和2年9月30日	令和2年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162	60	令和3年3月31日	令和3年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	31百万円
前受金（サポート料他）	76百万円
賞与引当金	49百万円
ポイント引当金	7百万円
長期未払金	134百万円
減損損失	314百万円
その他	95百万円
繰延税金資産小計	710百万円
評価性引当額	△281百万円
繰延税金資産合計	428百万円
繰延税金負債	
建設協力金（受取利息）	6百万円
繰延税金負債合計	6百万円
繰延税金資産の純額	421百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、取引相手先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、その他有価証券として保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部は、固定金利による契約としており、金利変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジできる管理体制を構築しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握することで市場リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理に

については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、決裁者の承認を得て行う管理体制を構築しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,470 百万円	2,470 百万円	— 百万円
(2) 受取手形	7	7	—
貸倒引当金(※1)	△0	△0	—
	7	7	—
(3) 売掛金	7,218	7,218	—
貸倒引当金(※2)	△103	△103	—
	7,115	7,115	—
(4) 投資有価証券	25	25	—
(5) 敷金及び保証金	587	557	△30
資産計	10,206	10,176	△30
(1) 買掛金	2,727	2,727	—
(2) 長期借入金(※3)	2,201	2,203	1
負債計	4,928	4,930	1

(※1) 受取手形については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

債券等の時価は、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金（貸借対照表計上額10百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額10百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,210円 69銭
2. 1株当たり当期純利益	542円 88銭

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月25日

アプライド株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧秀樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱村正治	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アプライド株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月28日

アプライド株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）金 田 博 久 ㊞

社外監査役 渡 邊 祥 行 ㊞

社外監査役 麻 生 守 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、健全な財務体質を維持するための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。第39期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円（うち、普通配当25円 特別配当35円）  
総額162,184,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

経営体制の強化充実を図るため、定款第18条（員数）の取締役の員数を8名以内から9名以内に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) 第18条 当社の取締役は、8名以内とする。	(員 数) 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営基盤の強化・充実を図るために1名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>おか よし ける 岡 義 治 (昭和27年12月23日生) (再任)</p>	<p>昭和51年4月 三光電機株式会社入社 昭和51年8月 山栄通商株式会社入社 昭和52年6月 フクオカ電子パーツを個人創業 昭和57年9月 株式会社フクオカ電子パーツ (現アプライド株式会社) 設立 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長 平成21年11月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社シティ情報ふくおか代表取締役 株式会社ハウズ代表取締役</p>	80,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたる代表取締役としての豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕とリーダーシップで当社グループ経営全般を牽引することができるかと判断し、取締役候補者としております。</p>	
2	<p>すず き とおる 鈴 木 徹 (昭和33年2月16日生) (再任)</p>	<p>昭和56年4月 ブラザー販売株式会社入社 平成2年4月 株式会社コムロード 同社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役専務 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社取締役社長室長 平成21年6月 当社専務取締役 平成21年11月 当社常務取締役 平成25年7月 当社専務取締役 平成30年6月 当社常勤監査役 令和2年6月 当社常務取締役内部統制室長 (現任)</p>	10,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 企業経営者としての経験、長年にわたる取締役としての経験を有することから、幅広い業界内での人脈と、経営全般についての豊富な知見を持ち、実効性の高い内部統制や、当業界に精通した的確な判断が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	ほの き しん 也 甫 木 眞 也 (昭和47年10月17日生) (再任)	平成7年4月 当社入社 平成10年6月 倉敷店長 平成15年6月 第2エリアマネージャー 平成18年6月 執行役員第5エリアマネージャー 平成19年10月 執行役員SI事業部長 平成21年6月 取締役SI事業部長 平成27年4月 常務取締役BtoB推進本部長 平成28年4月 常務取締役営業本部長 平成30年10月 常務取締役経営企画部長 平成31年3月 常務取締役経営企画部長 (兼) 店舗統括営業本部長 平成31年4月 常務取締役営業推進本部長 (現任)	20,100株
【取締役候補者とした理由】 営業店舗、法人営業部門の責任者として経験を積んだ後、管理部門の責任者としての経験を経て、現職で営業部門を管轄しております。変化の激しい市場において営業分野から当社の成長と発展に貢献しております。豊富な経験を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。			
4	う の たか ひろ 宇 野 敬 泰 (昭和48年12月13日生) (再任)	平成9年4月 当社入社 平成24年4月 S I 東京営業部部长 平成27年4月 S I 東日本統括部長 平成28年4月 執行役員BtoB推進本部長 平成30年8月 執行役員 S I 兼特機統括営業部部长 令和元年6月 取締役 令和2年4月 取締役営業推進副本部長 令和2年6月 常務取締役法人営業部部长 (現任)	10,200株
【取締役候補者とした理由】 関東エリアでの大学・法人開拓を牽引。S I 東日本統括部長としての経験を経て、現在執行役員として法人営業部門の業務を掌握しております。幅広い顧客との人脈と豊富な営業現場の経験を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。			
5	さか い まさ み 坂 井 雅 実 (昭和46年8月24日生) (再任)	平成7年4月 当社入社 平成10年6月 久留米店長 平成12年7月 管理本部次長 平成13年10月 商品企画部次長 平成14年5月 第2エリアマネージャー 平成17年1月 執行役員社長室長 平成20年6月 専務取締役経営企画部長 平成21年6月 取締役経営企画部長 平成25年7月 常務取締役 令和2年6月 取締役生産事業部部长 (現任)	23,600株
【取締役候補者とした理由】 店舗責任者、管理本部、商品企画部門での経験を積み、その後、長年にわたり経営企画部門で当社グループの経営に携わり、現在は生産部門の責任者として商品戦略や品質向上に尽力しています。今後もお客様の満足を追求するもの作りの姿勢を推進してもらうため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
6	藤田 宏 (昭和46年2月16日生) (再任)	平成6年4月 当社入社 平成12年6月 福山店長 平成16年4月 第6エリアマネージャー 平成23年11月 西日本特機事業部課長 平成24年6月 経営企画部次長 平成25年5月 経営企画部総務部長 平成27年5月 会長室室長 平成27年6月 取締役会長室室長 兼) カンパニー推進本部長 平成29年4月 取締役会長室室長 兼) 株式会社ハウズ 営業部長 令和元年6月 取締役会長室室長 兼) 株式会社シティ情報ふくおか 営業推進部長 令和2年6月 取締役 兼) 株式会社シティ情報ふくおか 営業推進部長(現任)	1,700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          店舗、法人営業部門、経営企画、総務部門での経験を経て、取締役として長年にわたり当社グループの経営に携わってきました。当社の事業分野における専門知識と、関係者との幅広い人脈などを活かし、引き続き当社の経営に貢献してもらおうべく、取締役候補者としております。</p>			
7	岡 美和子 (昭和27年12月8日) (再任)	昭和63年9月 株式会社フクオカ電子パーツ (現アプライド株式会社) 入社 平成元年6月 取締役社長室長 平成14年6月 専務取締役 平成19年6月 相談役 平成28年6月 取締役相談役(現任)	80,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          管理体制の整備、人事戦略、社内制度を構築してきた経験から、当社グループ全体の業務を掌握しており、現職の取締役相談役として、当社の成長と発展に貢献しております。経験の幅広さと知識を経営に活かしてもらうため、引き続き取締役候補者としております。</p>			
8	岡 桜子 (昭和62年11月3日) (再任)	平成23年5月 当社入社 平成27年5月 会長室副室長 兼) 海外営業部マネージャー 兼) 株式会社プレビ(現 株式会社ハウズ) プロジェクトマネージャー 平成27年12月 会長室副室長 兼) 株式会社ハウズ 営業部長 平成29年6月 取締役会長室副室長 兼) 株式会社ハウズ企画部長 令和2年6月 取締役会長室長 兼) 株式会社ハウズ企画部長(現任)	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>          商品開発や企画等のプロジェクトリーダーを経て、取締役としての経験を積んでおります。当社の事業分野における専門知識を有しており、事業内容を深く理解していることから、引き続きその高い見識を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
9	ぜん だ じゅんいち 善 田 順 一 (昭和24年12月8日生) (新任) (社外)	昭和48年4月 戸田建設株式会社入社 平成20年2月 同社九州支店支店次長 平成24年4月 戸田ビルパートナーズ株式会社入社 九州支店支店長	0株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 過去に会社の経営に直接関与したことはありませんが、人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験と知見を当社経営に活かしていただくため、取締役候補者としております。同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 岡桜子氏は婚姻により秋山姓となりましたが、旧姓の岡で業務を執行しております。
  3. 善田順一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について、東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出の予定であります。
  4. 役員賠償責任保険契約の内容の概要  
 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役渡邊祥行氏は任期満了となり、監査役麻生守氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者椛島秀樹氏は、監査役麻生守氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、監査役麻生守氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	わた なべ よし ゆき 渡 邊 祥 行 (昭和21年10月10日) (再任) (社外)	昭和44年4月 株式会社伊予銀行入社 平成14年1月 伊予トータルサービス株式会社入社 平成14年6月 同社常務取締役 平成14年6月 当社監査役(現任)	2,000株
	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補といたしました。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	かば しま ひで き 梶 島 秀 樹 (昭和28年10月6日生) (新任) (社外)	昭和50年4月 前田道路株式会社入社 昭和58年4月 同社土木主任 平成8年8月 吉原土木入社 平成11年11月 マリンロード設立 平成12年4月 株式会社池田建設入社 平成16年4月 同社土木部長	0株
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 豊富なビジネス経験と幅広い知見を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊祥行氏及び梶島秀樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役渡邊祥行氏を東京証券取引所の規則に基づく独立社外役員として同所に届出ております。
4. 役員賠償責任保険契約の内容の概要  
 当社は当社の監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：福岡市博多区築港本町2-1

福岡サンパレスホテル&ホール2階「パレスルーム」

TEL:092-272-1123



## ◎交通のご案内

### ■福岡空港より

市営地下鉄「福岡空港駅」→<6分>地下鉄「博多駅」下車→博多駅西日本シティ銀行前バス停Fのりば(福銀前)88(中央埠頭行)または99(博多埠頭行)→<11分>国際会議場または国際センター・サンパレス前下車

### ■天神より

西鉄・福岡(天神駅)下車/地下鉄天神駅下車

ソラリアステージ前バス停2Aのりば80(中央埠頭行)→<9分>国際会議場・サンパレス前下車

### ■都市高速道路利用の場合

北九州方面・太宰府から 築港ランプ(福岡高速1号線)→<3分>

前原・唐津方面から 天神北ランプ(福岡高速2号線)→<5分>

※会場に駐車場がございますが、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。